（小規模防火対象物・小規模テナント用）※延べ面積１，０００㎡未満

別添

消防計画（南海トラフ地震対応）

（目的）

第１条　この計画は、消防法施行規則第３条第６項に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（組織）

第２条　南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務は、自衛消防隊組織（南海トラフ地震対応）が行うこととし、その編成及び任務を別表のとおり指定する。

（行動原則）

第３条　津波からの避難を最優先に行動するものとする。

２　強い揺れ、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難するものとする。

（避難場所）

第４条　避難場所は　　　　　　　　　とする。

（避難経路）

第５条　防火（防災）管理者は、人命の安全を確保するため、津波からの避難経路を明示した避難経路図（別図）を作成し、自衛消防隊員及び従業員等に周知徹底するものとする。

（隊長等の権限及び業務）

第６条　隊長は、自衛消防隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

（１）情報収集班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

（２）南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

（３）避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

（４）前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（従業員の責務）

第７条　南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集班長にその旨を報告するものとする。

（情報収集班の業務）

第８条　情報収集班は、次の活動を行うものとする。

（１）隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。

（２）隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

（３）あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

（避難誘導班の業務）

第９条　避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

（１）地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに建物内の避難経路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出など必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。

（２）隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

（３）避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

（４）顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

（点検措置班の業務）

第１０条　点検措置班は、津波からの避難に支障がない範囲で、建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安措置等、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行うものとする。

（その他不測の事態）

第１１条　隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

２　各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（訓練）

第１２条　防火（防災）管理者が行う防災訓練は、次による。なお、訓練は年１回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

（１）情報収集・伝達に関する訓練

（２）津波からの避難に関する訓練

（３）その他前各号を統合した総合防災訓練

（教育）

第１３条　防火（防災）管理者が従業員等に対して行う教育は次による。

（１）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（２）地震及び津波に関する一般的な知識

（３）南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（４）南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

（５）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（６）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

（広報）

第１４条　防火（防災）管理者が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

（１）南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

（２）正確な情報入手の方法

（３）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（４）各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

（５）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

（別表）

**自衛消防隊組織及び任務分担（南海トラフ地震対応）**

|  |
| --- |
| [ ] 火災の消防計画に定める者に準ずる（該当する場合はチェックを入れてください）（火災の消防計画に定める者以外に隊長・副隊長を定める場合は記載してください）自衛消防隊長　（　　　　　　　　）自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等自衛消防副隊長（　　　　　　　　）隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行 |
| 情報収集班（火災の消防計画に準ずる場合はいずれかにチェック）[ ] 通報・連絡担当者[ ] 初期消火担当者[ ] 避難誘導担当者 | （班長：　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　） | １　報道機関等により、地震及び津波に関する情報の収集及び連絡２　周辺地域の状況把握３　放送設備、掲示板、携帯拡声器等により、建物内の者に対する周知（震度や津波発生の危険性など）４　食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認５　建物内にいる者の調査６　その他 |
| 避難誘導班（火災の消防計画に準ずる場合はいずれかにチェック）[ ] 通報・連絡担当者[ ] 初期消火担当者[ ] 避難誘導担当者 | （班長：　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　） | １　建物内の避難経路の確保及び安全の確認２　非常口の開放及び開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　避難場所までの経路を示した地図の掲出５　避難者の避難誘導の実施６　拡声器等を用いた避難方法や避難方向の指示７　未避難者、要救助者の確認 |
| 点検措置班（火災の消防計画に準ずる場合はいずれかにチェック）[ ] 通報・連絡担当者[ ] 初期消火担当者[ ] 避難誘導担当者 | （班長：　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　） | 　建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安措置 |

（別図）